資料２

福島県国土利用計画(第五次)素案に関する意見(パブリックコメント)とその対応

※ 修正により、本文の頁及び行に変更があった場合は、修正前の頁(修正後の頁)、修正前の行(修正後の行)で示しています。

番号	頁	行	項　目	御 意 見 等	御意見等に対する対応
1	2	3	第1章 1(2)広大な県土と豊かで多様な自然	この部分よりも前では国立公園については一切触れられていないのだから、「また」で尾瀬国立公園について述べることは出来ない。「豊かで多様な自然と美しい景観に恵まれている」の次に、県内には磐梯朝日国立公園(福島市、猪苗代町ほか)や日光国立公園(下郷町、西郷村)、越後三山只見国定公園などがあることについて記述してから、「また」で尾瀬について触れるようにすること。 (脚注の後段部分は、脚注で記述するような内容ではないので念のため。)	御意見をふまえ、2頁3～4行目に以下の記載を追加します。 「～標高2,000m級の山々を擁するなど、豊かで多様な自然と美しい景観に恵まれている。 また、本県は、磐梯朝日国立公園、日光国立公園、越後三山只見国定公園など多くの自然公園地域を有しており、平成19年には、新たに「尾瀬国立公園」が誕生している。」 なお、上記記載に修正したことにより、尾瀬国立公園に関する注釈の4,5行目を削除します。
2	2	２６	第1章 2(1)人口減少と少子高齢化の進行	少子高齢化の地域間の進行速度の差が大きくなるとはどういう意味か。そしてそれは果たして本当に懸念材料なのか。進行速度を同じにすることに意味があるのか。十分に説明されていない。 例えば高齢化率５０％の町と高齢化率２０％の市があった場合、町が１年間に１ポイント高齢化率が上昇することと市が１年間に１ポイント上昇することは「進行速度」という面では市の方が大きいと言えるが、それがなぜ懸念されることなのか。 進行速度は当該市町村の人口ピラミッドの状況によって決まるのだから、それを今さら懸念してみてもしょうがないではないか。	御意見をふまえ、また、第1章4⑥地域における県土管理(6頁27～30行)で同様の記載をしているため、2頁26～27行目を削除します。 「~~今後も少子高齢化が進むことが予想され、特に地域間の進行速度の差が大きくなることが懸念される。~~」
3	3	3	第1章 2(2)産業構造の変化	第三次産業については何の記載もないが、経済のソフト化傾向の下で、サービス産業の生産性向上や高付加価値化が一層求められていること。高齢化の下で福祉・介護にかかるマンパワーの大幅な不足が見込まれることについて記述すること。	御意見をふまえ、3頁に、第３次産業に関する以下の記載を追加します。 「第３次産業については、高齢化が進む中、医療・保健衛生、介護関連事業が伸びている。さらに、社会や需要構造の変化などによって、サービス産業の市場規模は今後も拡大することが見込まれている。

番号	頁	行	項　目	御 意 見 等	御意見等に対する対応
4	3	２８	第1章 2(5)土地利用に対する意識の変化	良好な景観はともかく、自然とのふれあいや災害安全の確保が県土の質的向上であるというのは理解しがたい。 自然とふれあうことが必ずしも質の高い自然を保護することにつながらない以上、自然とのふれあいを推進しようとして貴重な原生自然を破壊するようなことになれば県土の質の低下にほかならない。 また、災害安全の確保は重要な要素ではあるが、安全確保のための様々な対策が全て県土の質的向上に直結するものなのかどうかは断定できない。例えば水害防止のために優良農地を潰して大規模な遊水池を整備するような場合、それによって県土の質が向上したなどと言えるのだろうか。	成熟化社会への移行、地球環境問題の深刻化などの社会経済情勢の変化を受けて、土地利用においても、従来の開発指向の土地利用に伴う量的充足だけでは満たされない、安全・安心や、ゆとりややすらぎをもたらす自然環境や景観などへの対応の必要性が高まっていることから、このような記載としたものです。 自然とのふれあいについては、人々のライフスタイルや価値観の多様化が進む中、優れた自然環境の保全とともに、自然とのふれあいや自然とふれあいやすくする環境づくりといった視点も県土利用の質的向上における重要な要素と考えます。 また、災害安全の確保についても、近年の大規模な地震や局地的な短時間集中豪雨などの災害増加やその被害が甚大化していることから、土地利用においても考えていくべき重要な要素であり、県土利用の質的向上につながるものと考えます。 なお、環境面や災害に対する安全面などを総合的に県土利用の質の向上を図る必要があると考えます。 なお、御意見をふまえ、3頁28(29)行目に以下の記載を追加します。 「また、良好な景観の形成や自然環境の保全、自然とのふれあいなどへの関心の高まり、災害に対する安全性の確保の必要性など、県土利用の質的な面での向上が向上が求められてきている。」
5	5	5	第1章 4 県土利用の課題	ここでいう「県土利用の質的向上」と３－２８でいう「県土の質的向上」は同義かそうでないかよくわからないが、同義なら用語は統一すべきだし、同義でないならその違いを説明すること。 また、なぜ土地利用転換圧力が低下しているから県土利用の質的向上を積極的に推進する必要があるのかがよく説明されていない。 質的向上とはそもそも誰にとっての視点なのだろう。現に土地を利用している県民自身から質的向上などという要望が出るとは思えない。そうするとこれは県が一方的に設定する「質的向上」のようだ。そん	同義ですので、「県土利用の質的向上」に統一し、3頁29(30)行目を以下のとおり修正します。 「～県土の安全性の確保の必要性など、県土利用の質的な面での向上が～」 これまでの経済活動などによって自然環境の無秩序な開発が進んだり、地域の景観に影響を与えてきた経緯をふまえ、現在のこうした土地利用転換圧力が低下してきている状況を、土地利用のあり方を見直し、開発指向の土地利用だけではなく、自然環境や景観の保全さらには災害対策の必要性などからも土地利用を考

番号	項	行	項　目	御 意 見 等	御意見等に対する対応
				な現実からかけ離れた押しつけは迷惑なのでやめて欲しい。	えていくよい機会にする必要があることを記載したものです。 　県土利用の質的向上(意見４に対する対応状況を参照願います)は、土地需要の量的調整(7頁22～28行を参照願います)と合わせて総合的に考えていくものであり、県民にとっても必要な視点であると考えます。
6	9	１１	第2章 3(1)①都市	新たな土地需要に対しては、市街地内の低未利用地等の活用を優先させ、農用地や森林などからの転換は抑制するのは、単純に考えればその通りだが、市街地内の低未利用地等は一団の土地として利用目的に沿った形で存在することはまずあり得ないし、仮に存在したとしても権利関係が複雑であったりして活用には相当の時間や労力を要するのが実態である。地域経済が逼迫している現在、地域活力をもたらす新たな土地需要については積極的に対応することこそが基本である。県の原案はこうした現実を全く無視した机上の空論である。	原案どおりとします。 　市街地内の低未利用地の利用に様々な難しさがあるのは御意見のとおりですが、郊外への土地需要に積極的に対応することによって都市の機能が郊外に散在してしまうことは、今後の人口減少・高齢化社会の中では、都市機能の集約による効率化、自動車を運転できない高齢者等への配慮、環境への負荷の低減、自然環境や景観の保全などの観点から、決して望ましいことではないと考えます。また、市街地内の低未利用地が利用されないままであることは、周辺土地利用への影響の観点からも望ましいことではなく、有効利用を図っていく必要性があると考えます。このようなことから、新たな土地需要に対しては市街地内の低未利用地の活用を優先させるという記載としたものです。
7	１０ １０	7 ３６	第2章 3(1)②農山漁村	県土利用上最大の課題である耕作放棄地は、旧桑園を中心に中山間地に集中している。 この問題について一言も触れていないのは理解できない。	御意見をふまえ、9頁36(37)行に下記の記載を追加します。 「～、中山間地域を中心として人口減少や高齢化の進行の度合いが高くなっているのが現状であり、担い手不足等により耕作放棄地の増加や農山漁村の持つ多面的機能の低下が懸念されている。」
	１３	9	第2章 3(2)⑩低未利用地	１３－９で、「「発生防止」と「再生利用」の２つの視点から、適正な管理と多様な主体による利用促進により、農用地としての積極的な活用を図るとともに、地域の実情に応じて森林等農用地以外への転換による有効利用を図る。」等という寝ぼけたことが書いてあるが、適正な管理が出来ず、多様な主体もい	原案どおりとします。 　中間整理案では、「県土利用の総合的マネジメントの推進」を県土利用の基本方針とし(8頁18～25行)、地域が主体となった土地利用の諸問題への取組を推進するとしています。また、「県土利用の総合的マネジメント」を進めるうえで必要な措置の概要として、「参

番号	項	行	項　目	御 意 見 等	御意見等に対する対応
	１０	7	第2章　3(1)②農山漁村	なかったから現在の状況があるのではないのか。 そこの所をどういう道筋をつけて解決するのか。国土計画にはそのシナリオを提示する役割を果たすべきではないのか。 例えば、建設会社の参入を促進して、成長が早く、肥培管理が容易なソルガムを植栽し、バイオディーゼル燃料にするとか。所謂農業経営とは別なスキームでこの問題に挑戦する時期ではないのか。 それなのに、生産条件不利地域における対策は生産条件の改善ですか？それは昭和の時代の遺物的感覚です。 過去何十年にもわたって条件不利地域であった農地を一体誰の負担で整備するのか。担い手ももはやいなくなったというのにである。条件不利地域への農業投資はまだ兼業でも担い手がいた４０年前にやって欲しかった。 結果が出なくて全国一耕作放棄地が積み上がっているのが現実なのに、県はそうした感覚がまるでないようだ。こういういい加減な計画は作って欲しくない。	画と連携による県土管理の推進」(23頁19行～24頁2行(23頁27行～24頁10行)）で、土地の所有者等や地域住民だけではなく、地域外からの知恵や力を受入れながら多様な担い手づくりを推進すること、こうした様々な主体が様々な活動を通して県土管理に参加し連携すること、により県土管理を担っていくことが重要であるとしています。 原案どおりとします。 ここでは、農山漁村のうち中山間地域などで生産条件が不利な地域における基本方向を記載しています。このような地域では、他地域と比べて高齢化が進んでいる、また、1戸当たりの経営耕地面積が小さい、不整形地や傾斜地が多いなど生産条件が不利であることが考えられますが、農業生産活動の維持、農作業における安全性などの観点からも生産条件の不利の改善について配慮することは必要であると考えます。なお、生産条件が不利な地域における基本方向として、新たな主体の育成や都市住民との連携・交流を通した農地や森林の保全と管理、豊かな自然などを地域資源を生かした地域活性化について記載しています。
8	１０	１７	第2章　3(1)③自然維持地域	本県を代表する国立公園は尾瀬ではなく、磐梯朝日である。本県分の面積は尾瀬が17,240haに対し、磐梯朝日は65,554ha。まるで話しにならないではないか。利用人数だって一桁違う。それに尾瀬はなんといっても群馬県のイメージだ。	御意見をふまえ、10頁17(19)行目を以下のとおり修正します。 「本県は、磐梯朝日国立公園や尾瀬国立公園に代表されるように、～」
9	１２	２１	第2章　3(2)⑦工業用地	工場跡地には全て土壌汚染問題があるようにも読めるが決してそうではないはず。また、土壌汚染対策は県が直接講じるようにも読めるがそうではないはず。改正土壌汚染対策法を良く読んで正確に記述すること。	御意見をふまえ、12頁21～22(23～24)行を以下のとおり修正します。 「～工場跡地については、~~土壌汚染対策を講じ、~~土壌汚染対策法の適切な運用により、良好な都市環境の整備等のため有効利用を図る。」 また、20頁11(13～15)行目を以下のとおり修正します。

番号	項	行	項　目	御 意 見 等	御意見等に対する対応
					「～工場跡地については、~~土壌汚染対策を講じ、~~土壌汚染のおそれがある場合には、土地の所有者等による調査を通して土壌汚染の状況を把握するとともに、土壌汚染による被害の防止に関する措置を講じ、その有効利用を図る。」
１０	１３	１７	第2章 3(2)⑪沿岸域	自然的・地域的特性に応じた総合的利用というのはわかるが、経済的・社会的動向に応じた総合的利用というのはどういう意味なのかわからない。	沿岸域については、優れた景観や多様な生態系の形成の場としてだけではなく、漁業の場としての利用、海上と陸上との人や物の移動拠点、また、その機能をいかした工業地域としての利用、さらには、海水浴や釣り、プレジャーボートの利用などレクリエーションの場として、様々な人間活動がなされている場でもあり、多様な利用が相互に関連して影響を与えあっている地域でもあります。沿岸域は、こうした様々な活動の動向や相互の関連性をふまえて、その利用の総合的調整を図る必要がある地域であるとし、「経済的・社会的的動向に応じ総合的利用を図る」と表現したものです。
１１	１４	２２	第3章 １ 表「県土の利用区分ごとの規模の目標」	先日、新聞に本県の人口減少数は北海道に次いで全国２番目だという記事が載った。減少率でも７番目である。 総務省では、北海道や東北は高齢化を背景にした自然減に加えて、長引く不況で仕事を求めて都市部に人が転出しているのではないかと分析しているようだ。 人口減少に歯止めをかけるための対策が急務である。創造プランではそのために産業育成や定住・二地域居住の推進を掲げているが、土地利用計画のフレームにその意欲が全く表れていない。言葉でだけ定住・二地域居住をいくら力説しても無意味だ。	原案どおりとします。 人口減少や高齢化の進行、様々な分野でのグローバル化の進行、耕作放棄地を含めた低未利用地など土地ストックの存在、さらには、環境問題の重要性などからの土地利用への制約の高まりなど様々な状況から、今後は利用区分間の土地利用転換圧力は弱まるものと考えられますが、そのような中でも、これまでよりは増加率は小さくなるものの、住宅地はH20－H26で+711ha、その他の宅地(店舗、事務所等の用地)はH20－H26で+586haと相当数の増加を見込んでおり、地域における活力の維持・向上といった点を数値目標に反映させています(なお、工業用地については、質問１２を参照願います)。

番号	項	行	項　目	御 意 見 等	御意見等に対する対応
１２	１４	３７	第3章 1 表「県土の利用区分ごとの規模の目標」	工業用地は、4,509→4,520と６年間で11haの増加にとどまっているが、県総合計画ではh22-h26の５年間で1,000㎡以上の工場の新増設にかかる届出件数400件以上を目標に設定している。 1,000㎡×400=400,000㎡→400ha※であるから、既存の工業団地内での立地をいくらカウントするかにもよるのだが、11と400ではいかにも不整合。届け出面積の95%が既存団地内ということではたして説明がつくのか。それは過去の実績から見てどうなのか。 既存の団地で売れ残っている工業用地はどれくらいあるのか。 売れ残っている理由は何か。立地条件が悪くて売れ残っているのなら企業の進出条件に合わないのではないか。 企業立地について他県との競争が激しい状況の中で売れ残った既存物件での勝負だけで果たして勝てるのか。 このフレームは県の積極的な企業誘致姿勢が感じられない。 道路条件のいいところは農地・山林から積極的に工業用地に利用転換すべきである。 ※10,000㎡=1haであるため、400,000㎡＝40ha	原案どおりとします。 中間整理案では、工業用地利用の基本方向として、「既存の工業団地の未利用地の有効利用に努めながら、工業生産に必要な用地を確保する。」としており、すべて既存工業団地内での立地を想定して数値を設定したものではありません。県総合計画で目標としている件数には、新設だけではなく増設も含まれており、増設については、既存の敷地内で行われ統計上は工業用地面積に反映されない場合もあります。また、立地の一方で、企業撤退や倒産による面積の減少も考えられ、H11-H20では立地件数780件に対して、県計画における工業用地面積は187haの減少となっています。なお、平成22年4月の工業団地等における未分譲用地は246haとなっています。このようなことをふまえて、工業用地の数値目標を設定しています。
１３	１５	２４	第3章 2(2)①県北地域の概要	県北地域の土地利用の最大の特徴は二本松市・安達郡に存在する広大な耕作放棄地である。このことに全く触れないのはおかしい。本県の耕作放棄地面積は全国最大であり、その中でも最大なのが県北地域なのだから・・・。	御意見をふまえ、15頁27行目に以下の記載を追加します。 「～宅地の割合が高い。また、農林業センサス(H17年)によると、県北地域の耕作放棄地面積は6,985haで、７地域中最大であり、県全体の耕作放棄地面積の32.2%を占めている。　」
１４	１７	６	第3章 2(4)表「県土の利用区分ごとの規模の目標の地域別の概要」	県北地域の森林は、h20-h26とも98,568haで変化がないが、県の調査では、県北地域には森林・原野化して再生不能となっている耕作放棄地が1,757haあるらしい。 しかし、このフレームでは農地は297haの減少で、森林は増減無しだ。こんないい加減なフレームを良く	原案どおりとします。 国土利用計画上、耕作放棄地は、利用区分別の「その他」の土地に該当します。再生不能となった耕作放棄地面積1,757haについては、すでに「その他」に含まれていると考えられ、この耕作放棄地面積の増加によって、これまでの「農用地」の減少、「その他」の

番号	項	行	項　目	御 意 見 等	御意見等に対する対応
				出したものだ。このフレームは抜本的に見直すべきだ。 また、全ての地域で森林の面積はh20-h26が同一面積となっており、予め増減無しと想定して目標値を設定してあるように見える。増加見込みと減少見込みがたまたま一致したとでもいうのか。こういういい加減な目標値の建て方は許されない。	増加につながってきたと考えられます(P4の表を参照願います)。また、森林・原野化した耕作放棄地は、国土利用計画上は、森林や原野に計上されるわけではなく、利用区分「その他」として計上されることになります。 森林面積については、大規模な林地開発などがみられなくなってきており、各地域とも減少が小さくなる傾向にあります。また、ここ数年はほぼ横ばいで推移しています。このような土地利用転換圧力が低下している傾向や森林保全の重要性などをふまえ、数値目標を各地域とも現状維持としたものです。
１５	１８	5	第4章 1(1)自然的土地利用の転換抑制	不可逆性などという理屈をこの現況でまだ繰り返しているセンスのなさにはあきれるしかない。 年に１万人県人口が減っている状況をいったいどう見ているのか。 危機感がまるでない。 農水省を守るために農地を守るというのか。県民はどうするのだ。今こそ大胆な県独自の土地利用計画が求められているというのにこんなステレオタイプしか書けない県職員はホントに無能だ。	原案どおりとします。 農用地や森林など自然的土地利用が減少してきた一方で、有効に活用されていない低未利用地が増加してきており、このような低未利用地の増加は決して望ましいことではないと考えます。ここでは、自然的土地利用の転換は、転換後にその土地が有効利用され、低未利用地とならないよう様々な点を考慮して行うことが必要であるとしています。その際には、自然的土地利用の不可逆性について考慮することも必要であると考えます。
１６	１８	9	第4章 1(1)自然的土地利用の転換抑制	「低未利用地の有効利用を通じて、自然的土地利用の転換を抑制することを基本とする。」というのはあまりにも実態から遊離した考え方ではないか。今、地域経済が厳しい状況の中にあるときに企業誘致や産業振興は最大の命題である。そうした土地需要に対して「低未利用地の有効利用」を第一に掲げるというのはあまりにも無知である。県の担当者は「低未利用地」はなぜそういう状態になったと考えているのか。客が来ないとか、担い手がいないとか、道路条件が悪いなど立地条件が相対的に悪いので再編対象になったとか様々な理由があったはずである。そうしたマイナス要素を抱えた土地に土地利用を誘	原案どおりとします。 自然的土地利用が減少する一方、低未利用地が増加してきている状況の中、県国土利用計画の課題である、県土をよりよい状態で次世代に引き継ぐ「持続可能な県土利用」を進めるためには、低未利用地の有効利用と自然的土地利用の転換抑制を両立させていく必要があるものと考えます。 なお、企業誘致等による雇用の場の確保については、御意見のとおりであり、計画素案においても、第2章3(2)⑦工業用地利用の基本方向(12頁15～22(17～24)行)及び第4章2(5)②工業用地の有効利用(P20の4～11(6～15)行)において、既存工業団地の未利用地の有効

番号	項	行	項　目	御 意 見 等	御意見等に対する対応
				導して一体誰がそれを受け入れると考えているのか。よりいい条件を提示しているほかの県との競争に単に負けるだけではないか。唯々諾々とそんな県の指導だか要請だかを聞くような企業はどこにもないということを知らないのか。 転換の不可逆性とか地域社会に与える影響の大きさを持ち出すことは一般論としてはその通りかもしれないが、現に県が置かれている厳しい状況の中でそういう寝ぼけたことを記載されると腹が立ってくる。来春卒業予定の高校生のうち、県内就職を希望しているのが５０００人いるのに求人が１６００人しかないという事をご存じか。県内に雇用の場を作ることはまさに緊急かつ最優先の命題である。転換の不可逆性などといって農林業を守ることだけ考えていたら間違いなくこの県は衰退する。そんな簡単なことが県の担当者は理解できていないらしい。	利用を基本としつつ、必要な工業用地の整備を計画的に進める等の記載をしています。
１７	１９	6	第4章 2(1)農用地の有効利用	耕作放棄地の増加を「農外企業による農業参入、畜産利用や他作物栽培など」で防げると県は本気で思っているのか。 だったら具体的なこの先５年間でどれだけの目標を設定するのか明確にして欲しい。こんな小手先だけの文章では全く不満。 だいたい、農外企業には何を栽培させるのか。需給動向をどうとらえているのか。担い手が減少している中で初期投資とランニングコストが大きい畜産利用はどう進めるのか。簡単に畜産利用などと書いていいのか。他作物栽培とは具体的に何なのか示して欲しい。そもそも何に対する他作物なのかこの文章だけではまるでわからない。単に「今と違う作物」という程度のものだとしたらお笑いものだ。	耕作放棄化された土地の農用地としての有効利用について記載したものです。「いきいきふくしま農林水産業振興プラン」では、耕作放棄地対策として、認定農業者や農業生産法人、集落営農組織、農外企業など多様な主体により農用地として有効利用を進めるとしています。また、農用地が持続的に利用されるよう、放牧等の畜産利用拡大や園芸・特産作物の拡大、飼料作物作付け、菜の花プロジェクト等の景観形成に資する利用、そば・麦・大豆などの産地拡大など地域の実情に応じた取組を支援するとしています。こうした取組みによる耕作放棄地の解消目標面積をH22－H26で2,000ha以上としています。 なお、御意見をふまえ、19頁6～7(6～9)行について、以下のとおり修正します。 「認定農業者や農業生産法人、農外企業~~による農業参入、~~など多様な主体による活用、また、放牧等の畜産的利用の拡大~~畜産利用や他作物栽培~~、園芸作物の導入や飼料作物作付けなど地域の実情に応じた多様な利用により、農用地として~~などにより~~有効利用を図る。」

番号	項	行	項　目	御 意 見 等	御意見等に対する対応
１８	２０	５	第4章 2(5)②工業用地	工業用地の確保は、雇用の場を創出する上で緊急かつ最大の課題である。 くだくだと総合的にあれこれ考えている余裕などはないはずだ。 知事は営業本部長として工業団地を売り込むといっているではないか。 産業構造の変化とか地域における産業の集積状況などとのんきなことをいっていないで、もっと積極的に取り組むべきである。他県との誘致競争に負けるということは、若者の県外流出を招くということである。 いくら少子化対策を講じても、土地利用担当がこんな感覚でいてはざる抜けではないか。	原案どおりとします。 県では、県内外の企業に対し、「利便性の高い交通アクセス」、「安全・安心な産業基盤」、「優秀で豊富な人材」、「強力な支援体制と産業集積」、「のびやかな生活環境」など優れた立地環境をアピールするなど積極的な企業誘致活動を展開しています。また、今後の展開方向として、産業クラスターの形成や医療・福祉器機関連産業の一層の育成・集積、さらには、環境・新エネルギーなど新たな産業の育成や集積を図り、工業のさらなる高付加価値化を目指すとしています。 計画素案では、第2章3(2)⑦工業用地利用の基本方向(P12の15～22(17～24)行)及び第4章2(5)②工業用地の有効利用(P20の4～11(6～15)行)で、上記をふまえ、既存工業団地の未利用地の有効利用を基本としつつ、必要な工業用地の整備を計画的に進める等の記載をしています。